



自家発入門 46

自家発電設備の運転に伴う振動規制について

自家発電設備に関する環境規制として、先月号では騒音規制を紹介しました。今月号では振動規制について解説します。

Q 1

自家発電設備の運転に伴い発生する振動は、振動規制法の規制対象になりますか。

A 1

振動規制法の対象になります。自家発電設備に対する振動規制は、騒音規制法と同じような法体系のもとで行われます。

Q 2

振動規制法に基づき、具体的にはどのような規制が行われるのですか。

A 2

騒音規制法と同じように、振動規制法において、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって、政令で定めるものが「特定施設」とされています。

この特定施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」として取り扱うことで、特定工場等において発生する振動を規制の対象にしています。

発電設備関係では、政令（振動規制法施行令）別

表第1に掲げるもののうち、発電設備の補機として、「表1」に示す「圧縮機」が特定施設に該当します。

Q 3

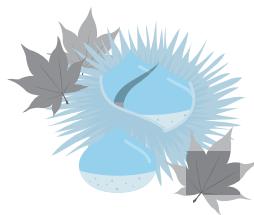
表1に示す「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する」圧縮機とは、何を指すのですか。

A 3

環境省告示（令和4年第52号）において、工場等における通常稼働において、圧縮機から5mを離れた地点における振動が60dBを超えないスクリュー式のものを指すとされています。なお、スクリュー式のものを一律に対象とするのではなく、メーカーが申請したものを環境省が個別に指定することとされています。

Q 4

特定工場等において発生する振動に対して、適用される規制基準について教えてください。



この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

A 4

特定工場等において発生する振動には、騒音規制法と同じように時間及び区域の区分ごとに、**表2**に示す規制基準（※1）が告示により定められています。

※1. 規制基準とは、特定施設を設置する特定工場等において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における許容限度をいう。

Q 5

表2の規制基準（告示基準）に基づき、振動規制が行われるのですか。

A 5

騒音規制と同じように規制の主体は地方自治体です。

振動規制法では、**表2**の告示で定める規制基準の範囲内において、都道府県知事が特定工場等における振動について、規制する地域の指定（市の区域内の地域の指定は、市長が行う。）と規制基準の設定を義務づけています。

また、町村は、指定された地域について、都道府県知事が設定した規制基準では地域住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、告示で定める基準の範囲内において、条例によりこれに代わる規制基準を設けることができることとされています。

(16面に続く)

表1 発電設備に関する特定施設（振動規制法施行令別表第1）

圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

表2 特定工場等における振動規制に関する基準（抜粋）（昭和51年11月10日 環境庁告示90号）

区域／時間	昼 間注1)	夜 間注2)
第一種区域 ^{注3)}	60dB以上65dB以下	55dB以上60dB以下
第二種区域 ^{注4)}	65dB以上70dB以下	60dB以上65dB以下

※. 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が規制基準として**上表**に基づき定める値以下当該値から5dBを減じた値以上とすることができる。

注1) 昼間……………午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで

注2) 夜間……………午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで

注3) 第一種区域……良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

注4) 第二種区域……住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

都道府県知事が定める規制基準の一例として、東京都の基準を、**表3**に示します。

Q 6

規制区域内において、特定施設を工場や事業場に設置しようとする場合、設置の届出は必要ですか。

A 6

騒音規制法と同様に、振動規制法第18条の規定によ

り、特定施設を設置しようとする者は、設置工事の開始日の30日前までに、市町村長への届出が義務づけられています。

ただし、電気事業法の規制を受ける電気工作物に該当するもの（発電設備に関する特定施設など）については、電気工作物の工事計画の事前届出、又は電気関係報告規則に基づく届け出として経済産業大臣（※2）に行うこととされています。

※2. 実際の届出は、管轄区域が2以上にわたる場合を除き、経済産業大臣から権限を委任された産業保安監督部長となる。

表3 特定工場等における振動規制に関する基準（東京都の例。概要）

（平成12年12月22日 東京都条例第215号）

区域の区分		時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ
種別	該当地域		
第1種区域	第1種低層住居専用地域	午前8時から 午後7時まで	60dB
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域	午後7時から 翌日午前8時まで	55dB
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	田園住居地域		
第2種区域	無指定地域（第2種区域に該当する区域を除く。）		
	近隣商業地域	午前8時から 午後8時まで	65dB
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域	午後8時から 翌日午前8時まで	60dB
	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面		

※、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内の工場又は指定作業場当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。